

## 【特定募集型】大和高田市ネーミングライツパートナー募集要項

事業者等との協働により、市の新たな財源を確保するとともに、地域の活性化を図ることを目的として、市が所有する施設及び市が主催するイベント等（以下「対象施設等」という。）に対して、法人名、商品名及びブランド名等を冠した愛称を命名していただくネーミングライツ事業を実施することとし、大和高田市ネーミングライツ事業実施要綱及び大和高田市ネーミングライツ事業ガイドラインに基づき、次のとおりネーミングライツパートナーを募集します。

### 1. ネーミングライツの対象施設について

#### (1) 対象施設

橋梁：高田橋（たかだばし）

#### (2) 対象施設の概要等

【別紙1】のとおりに記載されています。

### 2. ネーミングライツ付与期間（契約期間）

ネーミングライツの有効期間については、原則、契約の日から令和8年7月31日までとします。ただし、提案のあった期間が市の有効期間を下回る場合であっても、市との協議が整った場合は、その期間においてネーミングライツを付与するものとします。なお、表示サインを含む看板設置及び撤去は、契約期間中に行うこととします。

### 3. ネーミングライツ料

最低提案金額は、原則として年額150,000円からとします。

なお、ネーミングライツ料の支払については、年度毎に一括払いとし、本市が指定する期日までに納付することとします。既に納付されたネーミングライツ料については、原則返還はしません。

### 4. ネーミングライツ料以外の費用負担

(1) 契約に係る費用及び愛称使用に伴う看板設置等に係る費用

(2) 契約期間満了、または、ネーミングライツパートナーの有責による契約解除の場合に係る原状回復に必要とされる費用

(※契約解除の場合の原状回復は、速やかに、およそ1ヶ月以内に行うこととします。)

## 5. 愛称の条件

- (1) 愛称を命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、市の条例等に規定する施設等の名称については、変更しないものとします。
- (2) ネーミングライツを付与する期間内は、原則愛称の変更は行えないものとします。
- (3) 愛称の付与制限については、大和高田市広告掲載要綱（平成22年12月24日告示第151号）第3条第1項の規定を準用することとします。

〈参考〉大和高田市広告掲載要綱（平成22年12月24日告示第151号）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載し、又は広告付寄附を受けてはならない。

- (1) 市の品位を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義主張するもの
- (6) 個人又は法人その他の団体の意見を内容とするもの
- (7) 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (11) 公衆に不快の念を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 個人又は法人その他の団体の名刺広告をするもの
- (14) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

## 6. 応募資格

ネーミングライツパートナーとして応募することができる者は、大和高田市広告掲載基準（平成22年12月24日訓令第17号）第5条に規定するいずれにも該当しない法人その他の団体※（以下「事業者等」という。）とします。

なお、優先交渉権者の決定後、契約締結までの間に当該優先交渉権者がネーミングライツパートナーとなることがふさわしくないと認められる事象等が生じた場合には、優先交渉権者としての資格を取り消すことがあります。

※ 法人その他団体とは、法人格を有する団体または、法人格を有する団体のうち、会社以外の法人のこと

〈参考〉大和高田市広告掲載基準（平成22年12月24日訓令第17号）

第5条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及びこれに類する業種のうち、青少年の健全な育成を阻害すると市長が認めるもの並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及びこれに類する業種
- (3) たばこの製造及び販売に関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (6) 占い、運勢判断に関する業種
- (7) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (8) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (9) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく行う業種  
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費、作業代等を要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する。）
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生、更生手続中の事業者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (13) 各種法令に違反している事業又は事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず、改善がなされていない事業者
- (15) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく入札参加資格停止を受けている事業者
- (16) 市税等の滞納がある事業者
- (17) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

者

## 7. 応募手続

### (1) 公募日程

#### ①募集に関する日程

- ア 募集の告示：令和5年3月22日（水）
- イ 募集要項の配布：令和5年3月22日（水）から令和5年5月19日（金）まで
- ウ 現地説明会：令和5年3月29日（水）14時から1時間程度（予定）
- エ 質問の受付：令和5年3月29日（水）から令和5年4月5日（水）まで
- オ 申請受付期間：令和5年4月10日（月）から令和5年5月19日（金）まで

### (2) 募集要項及び申請書類等の配布

- ①配布期間：令和5年3月22日（水）から令和5年5月19日（金）
- ②配布方法：大和高田市公式ホームページよりダウンロードしてください。

### (3) 申請に伴う提出書類

- ① 大和高田市ネーミングライツ事業実施申込書（様式第1号）
- ② 審査上必要な書類
  - ア 事業者等の概要を記載した書類
  - イ 約款、寄附行為に関する書類その他これらに類する書類
  - ウ 登記事項証明書
  - エ 直近2事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含む。）及び事報告書
  - オ 直近2事業年度分の納税に関する証明書のうち、市長が別に定めるもの
  - カ その他市長が必要と認めるもの

### (4) 現地説明会の開催

対象施設及び募集要項等に関する説明会を次のとおり開催します。なお、申請にあたり、参加の有無は問いません。

- ①開催日時：令和5年3月29日（水）14時から1時間程度（予定）
- ②集合場所：大和高田市役所 1階市民サロン
- ③参加申込：令和5年3月28日（火）15時まで【必着】にて、現地説明会参加申込書（様式第2号）を電子メール（添付ファイル）により、第13項の提出先・問合せ先へ提出してください。なお、電子メール送付の際は、件名を「大和高田市ネーミングライツ現地説明会参加申込」としてください。

### (5) 質問の受付

申請の検討に当たっての疑義を解消するために次のとおり質問を受け付けます。

- ①受付期間：令和5年3月29日（水）から令和5年4月5日（水）17時まで【必着】
- ②提出方法：質問票（様式第3号）に質問の要旨を簡潔に記入し、第13項の提出先・問合せ先へ電子メール（添付ファイル）により、提出してください。未到達

を防ぐため、事前の連絡をお願いします。（電話、訪問その他口頭による質問は一切受け付けません。）

③回答方法：質問に対する回答は、4月7日（金）までに、質問者に電子メールで回答します。質問者以外にも周知が必要な場合には、大和高田市公式ホームページに掲載しますので、ご確認をお願いします。

（6）申請書類の受付

①受付期間：令和5年4月10日（月）から令和5年5月19日（金）17時まで【必着】（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

②受付時間：9時から17時まで（正午から13時までの時間を除く。）

③提出方法：第13項の提出先・問合せ先まで（3）申請に伴う提出書類を直接ご持参またはご郵送ください。

（郵送でのご提出の場合も、受付期間内に本市が受付完了したもののみ受付とします。）

④提出部数：正本1部、副本8部

（7）その他

①応募に当たって必要な経費は、全額応募者の負担とします。

②提出書類等は、返却しません。

8. 選定方法等

（1）優先交渉権者の選定方法

市職員で構成されるネーミングライツ審査委員会において、応募内容を総合的に審査、評価し、ネーミングライツパートナーの優先交渉権者を決定します。応募者が1者である場合も、優先交渉権者に係る審査を行い選定します。場合により、個別ヒアリングを行うことがあります。（リモートでのヒアリングも対応可。）

なお、審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、優先交渉権者を決定しないことがあります。

（2）審査方法

審査項目や評価点等は、以下のとおりです。審査項目ごとに選定に係る評価点を設けています。

大和高田市ネーミングライツパートナー選定審査基準

No.	審査項目	審査内容	配点
1	ネーミングライツ料	① ・ 応募金額の妥当性	40点
2	契約期間	② ・ 提案期間の妥当性	10点

3	愛称	③	・親しみやすさ、わかりやすさ、呼びやすさ	20点
		④	・施設のイメージや設置目的との整合性	
		⑤	・施設等の運営等に支障は生じないか	
4	経営の安定性	⑥	・決算報告書等による経営状況、安全性等	15点
5	応募の動機	⑦	・本市のネーミングライツ事業の目的に沿っているか	15点
合 計 点				100点
加点点目		付帯的な提案		10点

※ 審査委員会の委員1人当たりの配点です。

### (3) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての応募者に文書で通知します。

### 9. ネーミングライツパートナーの決定（契約の締結）

市と優先交渉権者は、必要事項について協議し、協議が整った段階で、ネーミングライツに関する契約を締結し、ネーミングライツパートナーに決定します。ただし、令和5年7月31日までに協議が整わない場合は、優先交渉権者としての資格を失います。

### 10. 契約の解除

契約締結後でも、応募資格の要件を満たさないことが判明した場合や、法令等に違反し、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、契約満了を待たず契約を解除できるものとします。この処分を行う場合は、可能な限り事前にネーミングライツパートナーから事情聴取を行い、大和高田市ネーミングライツ審査委員会による審議を経て、処分を決定するものとします。ただし、違反が重大で、かつ、緊急性のある場合は、この限りでないものとします。

また、社会経済情勢の影響等により、当該施設の愛称の維持が困難となった場合は、双方から解除の申し入れをすることができます。

当該契約解除に伴う原状回復に必要な経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとし、原則として、一度納付されたネーミングライツ料は返還しません。

### 1 1. 契約の更新

契約期間満了までに、ネーミングライツパートナーは、当初の契約金額と同額以上であることを条件として、更新の申出ができることとし、申出があったときは、審査委員会で審査を行い、当該ネーミングライツパートナーを優先交渉権者とする事ができるものとします。

ネーミングライツパートナーが契約更新を希望するときは、契約期間満了の4か月前までに申し出る必要があります。

### 1 2. リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが設置した看板等が損傷、汚損等した場合は、ネーミングライツパートナーの責任において速やかに復旧するものとします。
- (2) ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。
- (3) その他、特に定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し決定します。

### 1 3. 提出先・問合せ先

大和高田市 企画政策部 企画創生課 (担当: 奥・西邊)

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中 98 番地 4

Tel : 0745-22-1101 (内線:5120・5121)

Mail : kikaku@city.yamatotakada.nara.jp